

税

申告・納税は 便利なインターネットで

自宅などからインターネットを利用して国税に関する手続きができるシステム「e-Tax」。スマートフォンなどからも、電子署名を必要としない手続きなどができ、1月からはマイナンバーカードを利用したe-Tax送信のサービスが開始しました。
e-Taxで可能な手続き

申告(所得税、法人税・地方税、相続税、贈与税、消費税・地方消費税、酒税、印紙税)、納税(全ての国税)、申請・届け出など(納税証明書の交付請求や法定調書の提出など)
 宇土税務署 ☎(22)0410

相談・仕事

行政書士無料相談会

日時 10月21日④ 10時～15時
場所 市役所新館1階
内容 各種許認可・登録、法人設立、遺言・相続関係、内容証明

在宅で介護している家族に慰労金を支給します

対象の高齢者を1年以上在宅で介護している家族に家族介護慰労金を支給します。
支給額 10万円/世帯
対象 次の全てに該当する人
 ・市の住民基本台帳に記載のある要介護3以上の認定を受けた人
 または要介護2で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人の介護保険サービスの利用日数が年間10日以内で、入院日数が合わせて90日以内の人
申請場所 高齢介護課 各支所窓口

お知らせ

三角⇄松橋間のバス運賃無料期間は終了しました

4月～9月に実施したバス運賃無料化社会実験では、多くの皆さんに利用いただきました。期間中の利用実態やアンケート調査を基に、バス路線の見直しや再編の方向性について検討していきます。
 10月1日④からは通常の運賃に

書、契約書作成、土地境界、離婚、農地法関係など

福祉の仕事「巡回相談」

福祉関係の資格についてなど、福祉の仕事に興味のある人や求人事業所からの相談を受け付けます。相談は無料です。
日時 11月4日④
 10時30分～12時、13時～15時
場所 ハローワーク宇城
対象 求職者、求人事業所
 熊本県社会福祉協議会
 福祉人材・研修センター
 ☎096(32)8077

高齢者の無料職業紹介所

おおむね60歳以上の人を対象に仕事の紹介などを行います。高齢者能力活用推進員が相談にも応じます。
日時 月・水・金曜(祝日除く)
 10時～16時
場所 宇城保健所1階
 (総務福祉課内)
 熊本県高齢者無料職業紹介所
 宇城相談所 ☎(33)4667

戻りましたので、お間違えないようお願いいたします。
 企画課 ☎(32)1902
 バスのダイヤや運賃などは産交バス(株)三角営業所
 ☎(52)3135

宇城都市計画下水道の変更を縦覧できます

都市計画で定める下水道の内容のうち、松橋不知火公共下水道のその他施設に雨水ポンプ場を追加

松合ビクターセンターを閉館します



不知火町松合地区にある松合ビクターセンターは、10月末をもって閉館します。改修工事を経て、令和3年1月からは松合出張所として生まれ変わります。
 商工観光課 ☎32-1604

災害時のストレスで発生リスクが高まるDVなどの被害はまず相談を

災害や感染症などのストレスにより、DVなどの発生リスクが高まります。一人で抱え込まずに相談してください。

相談窓口

- 県女性相談センター(DV相談専用電話) ☎096-381-7110 (平日8時30分～22時、土・日・祝日9時～22時)
- 県警察本部(警察安全相談室) #9110 または ☎096-383-9110
- 宇城警察署 ☎33-0110
- DV相談+(内閣府) ☎0120-279-889(24時間対応)
- 県男女共同参画センター ☎096-355-1187

助成・支援

障がい者介護者手当を支給します

常時介護が必要な重度障がい者(児)を在宅で介護する人に、障がい者介護者手当を支給します。
支給条件 次の全てに該当する人
 ・10月1日(基準日)現在、市在住で住民基本台帳に記載のある人
 ・身体障がい者手帳1種1級所持者または療育手帳A1所持者が1年以上在宅で介護する家族
 ・令和元年10月1日～令和2年9月30日に病院入院または施設入

※介護保険の要介護認定対象者は対象外
支給額 6万円/人
支給時期 12月
申込期間 10月1日④～15日④
申込先 社会福祉課、各支所窓口
 ※認定に当たり、必要に応じて家庭を訪問します。
 ※この制度は今年度で終了します。
 社会福祉課 ☎(32)1387

します。

縦覧した案に意見がある人は、期間中に意見書を提出してください。意見書の要旨は市都市計画審議会に提出されます。

縦覧期間 10月8日④まで

時間 9時～17時
場所 上下水道課
意見書提出方法 持参、郵送



屋外広告物の掲出にはルールがあります

屋外広告物の掲出は、面積などに応じて許可が必要です。許可申請の方法や規制の詳細は、お尋ねください。
 宇城地域振興局維持管理調整課 ☎(32)2110

提出先 〒869-0592 宇城市役所上下水道課

☎(32)1691

農業用施設や機械などが被災したら被害状況の写真撮影を

自然災害で農業用施設や機械などに被害が発生した場合、支援事業が発動される可能性があります。次のポイントを参考に、被災時のままの状況が分かる写真を撮っておいてください。

記録のポイント

撮影した施設・機械などの名前や撮影日時を、データ名や写真の裏に記載する。

写真を撮影するポイント

施設の場合

- 被災施設の全景 4方向(前面、背面、左右側面)
- 被災箇所
- 農業経営に使用していたと分かる状況

機械の場合

- 被災機械の全景
- 被災箇所や状況
- 型式番号プレートなど(能力などの確認)
- アタッチメントなどの装備

農政課 ☎32-1641

